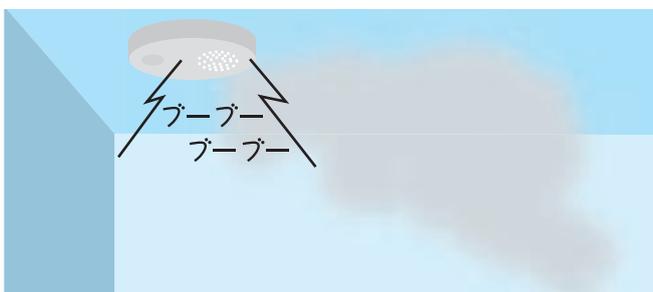


障害者・高齢者に住宅用火災警報器を給付します

消防法と土浦市火災予防条例の改正により、平成23年5月末までに住宅用火災警報器を設置することが義務付けられています。市では、災害に強い安心して暮らせるまちづくりを実現するため、重度障害者やひとり暮らしの高齢者などに住宅用火災警報器を給付します。なお、今回の給付は、国の交付金制度を活用した臨時措置です。

住宅用火災警報器とは？

住宅の壁や天井に設置することで、火災発生の初期段階で煙などを感知し、警報音などで知らせる器具です。



給付対象者

火災警報器の給付対象者は、次の在宅の障害者、高齢者がいる世帯です。

- (1) 障害の程度が2級以上の身体障害者
- (2) 障害の程度がA以上の知的障害者
- (3) 障害の程度が1級の精神障害者
- (4) 65歳以上のひとり暮らし高齢者
- (5) 65歳以上のねたきり高齢者

給付内容

- 1世帯につき1台の火災警報器を給付します。
- 給付する火災警報器は、日本消防検定協会の鑑定に合格したもので、煙を感知し、警報音および点灯により知らせる電池式(電池寿命10年以上)のものです。
- 業者がご自宅を訪問し、火災警報器を設置します。
- 業者は、市の指定業者の中からご自分でお選びいただけます。

費用

無料(本体および取付料)

申請方法

障害福祉課、高齢福祉課にある申請書に必要事項を記入し、郵送または窓口へ直接

申請期限

平成22年3月31日(水)

申問 障害福祉課障害対策係(☎826-1111 内線2339)
高齢福祉課高齢福祉係(☎内線2479)

住宅用火災警報器給付協力事業者を募集します

重度障害者やひとり暮らしの高齢者などのお宅に住宅用火災警報器を設置する協力事業者を募集します。

応募資格／市内に本社・本店があり、市の入札に参加する資格を有し、かつ、住宅用火災警報器の取り扱い実績があるもの(個人事業者の場合は、事業主が市内に居住している方に限ります)

事業内容／

- 重度障害者やひとり暮らしの高齢者などから設置依頼があったときに、消防法令などに基づき住宅用火災警報器を設置



- 設置する火災警報器は、煙を感知し、警報音および点灯により知らせる電池式(電池寿命10年以上)のものです、日本消防検定協会の鑑定に合格したものです
- 本体と取付料を合わせて、1台あたり6800円(税込み)を限度
- 設置するときに取り扱いなどの十分な説明を行い、あわせて電気の安全利用について周知する。
- 設置後に火災報知器の不具合などが発生したときには、速やかに対応する。

応募方法／8月7日(金)までに、障害福祉課にある申請書に必要事項を記入し、窓口へ直接(申請書は市ホームページからもダウンロードできます)

申問 障害福祉課障害対策係(☎826-1111 内線2339)